

4 愛給第 1 1 8 号
令和 4 年 11 月 22 日

指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団
給水課長 後 藤 章 仁

給水承認工事等にかかる最小掘削幅について（通知）

日頃は、本企業団の事業にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
見出しのことについて、掘削内での管接合作業を考慮し、下記のとおり取扱いを変更しますので、ご注意ください。

記

1 変更点

最小掘削幅は 600mm とする（現行 550mm）。

2 適用年月日

令和 5 年 1 月 4 日水道組合受付分から適用する。

なお、特別給水承認工事及び設計審査工事についても同様とする。

お問い合わせ先
給水課
電話 0561-38-0035